

マチカマネー及びまちペイポイント利用約款

本約款は、株式会社まちペイ（以下「当社」といいます。）が発行する電子マネー「マチカマネー」及び「まちペイポイント」の利用条件等を定めるものです。

第1条（定義等）

本約款における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、本約款に定めのない用語の定義及び事項は、まちペイ共通約款の定めるところによります。

（１）「チャージ」とは、会員アカウントにマチカマネーを積み増しすることをいいます。

（２）「利用」とは、マチカカード等を利用して会員アカウントからマチカマネーを引き去ることをいいます。

第2条（基本規定）

登録会員は、当社所定の方法により会員アカウントの開設を申込みこととし、本約款に従い、マチカマークのあるまちペイ加盟店にて、マチカマネー及びまちペイポイントを商品等（一部商品を除く）の支払いに利用することができます。まちペイ加盟店は、ホームページをご確認ください。

２．本約款は、別段の定めがない限り、マチカマネー及びまちペイポイントの利用者（以下「利用者」といいます。）に適用されます。

第3条（マチカマネー有効期限）

マチカマネーの有効期限は、最終利用日（チャージ又は利用）から３年間です。

２．有効期限を途過したマチカマネーは、残高の有無に関わらず無効となり、払戻し、交換、換金又は返金をすることができません。

第4条（残高及び有効期限の確認方法）

マチカマネー及びまちペイポイントの残高及び有効期限は、まちペイアプリ、マチカマネー利用後に交付されるレシート又はまちペイ加盟店等にてご確認ください。

２．複数の会員アカウントにあるマチカマネー及びまちペイポイントの残高を合算し、又は他の会員アカウントに移行することはできません。

第5条（マチカマネーチャージ）

利用者は、当社所定の店舗、チャージ機及びオンラインチャージにより当社の定める金額単位でチャージすることができます。

２．マチカマネーのチャージ上限金額は、１００，０００円です。ただし、当社所定の手続

を経た場合は、200,000円とします。

第6条（まちペイポイントの有効期限）

まちペイポイントの有効期限は、当社ホームページでご確認ください。ただし、キャンペーン等により付与された期間限定のまちペイポイントは、この限りではありません。

2. 有効期限を途過したまちペイポイントは、残高の有無に関わらず無効となり、返金、払戻し又は再発行等を行うことができません。

第6条の2（まちペイポイントの付与）

当社は会員に対し、当社の定める条件に従って、所定のまちペイポイントを付与することができます。ただし、一部まちペイポイント付与の対象外となる場合があります。まちペイポイントの付与率やまちペイポイントの付与条件（付与対象外となる条件）等は、当社ホームページでご確認ください。

2. 前項の他、イベント、キャンペーン等によりまちペイポイントを付与することがあります。

第7条（利用）

利用者は、愛媛県松山市内のまちペイ加盟店にて、マチカカード等を提示し、又は設置されたQRコードを読み取ることによりマチカマネーを商品等の支払いに利用することができます。

2. 利用者は、まちペイ加盟店にて、マチカカード等を提示し、又は設置されたQRコードを読み取ることによりまちペイポイントを商品等の支払いに1ポイントにつき1円として利用することができます。詳しいご利用方法と利用可能な加盟店は、ホームページをご確認ください。

3. 一部マチカマネー及びまちペイポイントを利用してお支払いいただけない商品等があります。詳しくは、まちペイ加盟店にお問合せください。

第8条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる事項を行ってはならないものとします。

（1）設置されたQRコードを読み取ることにより商品等の支払いを行う場合に、商品等の金額とは異なる金額を入力すること

（2）設置されたQRコードを読み取ることにより商品等の支払いを行う場合に、まちペイ加盟店による金額確認後にこれを変更するなどの不正行為を行うこと

2. 前項の禁止事項を行った利用者は、まちペイ共通約款第7条第3項の措置をとることがあります。

第9条（払戻し等）

マチカマネー及びまちペイポイントは、交換、換金又は返金することができません。

2. マチカマネーは、原則として払戻しをすることができません。

第10条（取消）

マチカマネーのチャージ又はマチカマネー、まちペイポイントの利用は、原則として取り消すことができません。マチカマネー及びまちペイポイントで取引をした商品等の返品、キャンセル等が生じた場合は、購入等の当日、まちペイ加盟店と精算してください。

2. 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、前項の規定により会員その他の第三者に対して損害が生じたときでも、その責めを負わないものとします。

制定日：2019年3月29日

改定日：2021年1月18日

改定日：2021年10月20日

改定日：2024年11月1日

附則

第 1 条（効力発生日）

本約款の改定は、令和 7 年 1 2 月 1 日以降の新機能を搭載したまちペイアプリのリリース日（別途告知）より効力を有するものとします。